

令和7年12月22日

保護者の皆さんへ

伊丹市立伊丹高等学校
生徒指導部

自転車への交通反則通告制度(青切符)の導入について

令和8年4月1日から、道路交通法の一部を改正する法律が施行され、16歳以上の自転車の交通違反に対して、交通反則通告制度(青切符)による取締りが行われることになりました。

それに伴い、警察庁より、自転車の基本的な交通ルール及び自転車の交通違反の指導取締りの基本的な考え方について取りまとめた「自転車を安全・安心に利用するために自転車への交通反則通告制度(青切符)の導入【自転車ルールブック】」が策定されました。

また、自転車に関する情報を集積したポータルサイト【自転車ポータルサイト】が警察庁ウェブサイト上に仮設されております。

つきましては、改正法が施行される来春を迎えるに当たり、自転車による交通違反や事故を防止するため、これを機会に、【自転車ルールブック】ならびに、【自転車ポータルサイト】を活用していただき、御家庭におかれましても、自転車の安全利用に係る対策を効果的に取り組んでいただきますよう、お願い申し上げます。

○【自転車ルールブック】自転車を安全・安心に利用するためにー自転車への交通反則通告制度(青切符)の導入ー(PDF ファイル: 18.7 MB)

<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/bicycle/pdf/rulebook.pdf>

○警察庁ポータルサイト【自転車ポータルサイト】

<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/bicycle/portal/index.html>